

庄内町告示第67号

令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさとで育まれた民俗芸能及び伝統芸能の後継者の育成等を図るため、民俗芸能又は伝統芸能を次世代の子どもたちに伝承する活動(次条及び第3条において「伝承活動」という。)を行う町内の団体に対し、予算の範囲内で令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体(次条及び第4条において「交付対象団体」という。)は、町内の集落等で組織され、伝承活動を実施する団体とする。

(交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、交付対象団体が実施する伝承活動に関する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費(茶菓代以外の飲食費を除く。)
- (2) 謝金、消耗品費、印刷費、役務費、施設使用料、備品修繕料並びに式典等への参加負担金及び旅費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、一の交付対象団体につき3万8,000円以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

庄内町長

宛

住 所  
団体名  
代表者氏名  
電 話

令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金について、令和8年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			